

業務用自動車賃貸借契約書(案)

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

公益財団法人沖縄県農業振興公社理事長 森 英勇(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、業務用自動車(以下「車両」という。)の賃貸借について、次のとおり契約する。

(目 的)

第1条 甲は、車両を公務執行の用に供するものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和7年9月1日から令和11年8月31日までの48カ月とする。

(賃貸借物件)

第3条 乙は、甲に対し次に別表記載の車両を賃貸し、乙は、これを賃借するものとする。ただし、自動車の登録番号及び車台番号は、納車時に確定するものとする。

- 2 乙は指定された車両を速やかに前項で指定する場所へ納車することに努めることとし、その納車が可能となり次第、直ちに甲へ引渡すものとする。
- 3 契約締結時に納車ができない事由が生じた場合は、乙は甲に対し、代車を提供しなければならない。

(車両の引渡及び瑕疵)

第4条 車両の引渡は、甲乙双方立会いのもと、装備、外観、その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認し、行うものとする。

- 2 車両に瑕疵があるときは、甲が乙に対して改善の要求を行うことができる。その場合、乙は誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。
- 3 引き渡し後の車両の隠れたる瑕疵については、乙が責任をもって購入先との補償等について交渉するものとする。

(賃貸借料)

第5条 車両の賃貸借料金は、総額 円(月額 円)とする。

うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額総額 円(月額 円)とする。

(注)「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出したもので、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

- 2 前項に定める賃貸借契約総額の年度別内訳を以下のとおりとする。

令和7年度 年額	円(月額	円×7ヶ月)
令和8年度 年額	円(月額	円×12ヶ月)
令和9年度 年額	円(月額	円×12ヶ月)
令和10年度 年額	円(月額	円×12ヶ月)
令和11年度 年額	円(月額	円×5ヶ月)

(消費税額等)

第6条 甲は、賃借料に係る消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。

- 2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合は、当該変更後の税率に基づき増減または減額されるものとする。
- 3 支払方法については、第7条に基づき支払うものとする。

(支払条件)

第7条 甲は、乙の毎月発行する適法な請求書の受領日から起算して、30日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、公益財団法人沖縄県農業振興公社会計処理規程により、沖縄県財務規則第101条に基づき、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号又は第3号に該当すると認められる場合は免除する。

(費用負担)

第9条 車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(車両の保険)

第10条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

- (1) 車両保険 保険金額 新車購入時の車両価格(免責金額0万円)
- (2) 対人賠償責任保険 保険金額 無制限(1事故につき)(免責金額0万円)
- (3) 対物賠償責任保険 保険金額 無制限(1事故につき)(免責金額0万円)
- (4) 搭乗者傷害責任保険 1,000万円(1名につき)

(保守点検)

第11条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
 - (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
 - (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
 - (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換(タイヤ、バッテリーを含む)
- 2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第12条 乙が前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に代車を無償で提供するものとする。

(貸借権譲渡等の禁止)

第13条 甲は、車両について、貸借権の譲渡転貸または担保の費用にしてはならない。

(期間満了及び再リース)

第14条 車両の期間満了までに甲から再リースの意思表示があった場合は、再リース契約により継続することができる。

- 2 再リース契約を締結しない場合は、甲は、期間満了日までに乙の指定する場所に車両を返還しなければならない。

(乙の権利)

第15条 乙は貸与車両に乙の所有物であることの表示をすることができる。

- 2 乙又は乙の代理人は、貸与車両をその保管場所において点検することができる。

(解 除)

第16条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は本契約を解除することができるものとする。

- 2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

- 3 甲又は乙が次の各号に該当するときは、文書をもって通知し、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 甲又は乙が、正当な理由なくこの契約の条項に違反したとき。

(2) 本契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。

(3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

- 4 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき。

(2) 役員等が、自己自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第17条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対して排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(警察への協力)

第18条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約内容の変更等)

第19条 この契約期間終了までの間において必要があるときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(裁判管轄)

第20条 本契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地 3
公益財団法人沖縄県農業振興公社
理事長 森 英勇

乙

別紙(第3条の賃貸借物件の明細)

①公益財団法人沖縄県農業振興公社

- (1) 車・年式
- (2) 登録番号
- (3) 車台番号
- (4) 車体の色
- (5) 台数 1台
- (6) 付属品 車両仕様書の記載内容のとおり

②北部農林水産振興センター

- (1) 車・年式
- (2) 登録番号
- (3) 車台番号
- (4) 車体の色
- (5) 台数 1台
- (6) 付属品 車両仕様書の記載内容のとおり

別紙（第21条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（事務従事者への周知）

第7 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（資料等の返還等）

第8 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（調査）

第9 乙は、この契約による事務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

（事故発生時における報告）

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第11 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない

（契約の解除）

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。